

# 貸付手続の特例措置（借入手続の円滑化等）

## 概要

- 東日本大震災により被害を受けた地方公共団体に対する財政融資資金の貸付手続について、被災団体の事務負担を軽減するとともに円滑に借入れを受けられることができるよう、特例措置を講じる。

【財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(省令)改正】

## ○ 被災団体に対する特例

### (1) 借入要件の緩和

- ・ 被災団体については、3月11日から平成23年度末までに延滞が発生した場合においても、貸付けを受けることができることとする。

### (2) 借入手続の円滑化

- ・ 被災団体による円滑な借入れを可能とするため、借入申込書の提出のみで借入れできることとし、添付書類は23年度末までに提出すればよいこととする。

### (3) 繰越手続の特例

- ・ 22年度資金の借入れを23年度に繰り越すための申請期限を、被災団体について4月末から5月末に延長することとする。
- ・ また、被災団体から申請書が5月末までに提出されない場合、貸付けを行っていない金額の全額について申請書が提出されたものとみなすこととする。